

# Web3.0の健全な発展に向けた今後の取組

- ✓ テクノロジーや事業環境の変化のスピードが速い
- ✓ 活動が国境を越える

OODA（Observe, Orient, Decide and Act）ループと呼ばれる環境の変化に即応して成果を出すための手法が有効

ソフトローを含めた弾力的なルール形成の検討と関係者が定期的にルールの検証及び改訂を繰り返すメカニズムが必要

グローバルで通用するルールやコンセンサスの形成が重要

## [今後の取組]

### 相談窓口対応

- ・自治体
- ・事業者（業界団体経由）

### 動向フォロー

### イベントのサポート

関係府省庁  
連絡会議の開催

デジタル庁

フォローアップ  
会議の開催

- ・関係府省庁取組状況の報告
- ・相談受付状況の報告等

関係府省庁

BGIN等

研究会DAO  
相談窓口  
イベント等  
を通じた  
コミュニケーション

ステーク  
ホルダー

構成員等

ステーク  
ホルダー

(注) 「ステークホルダー」としては、アカデミア、エンジニア、ビジネス等を想定

# 総論

## 検討の方向性

Web3.0の下での新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく、という基本的考え方の下、Web3.0の推進に向けた環境整備について検討を実施。

## 直ちに着手すべきイノベーション促進策

- ① 対話の場としてのプラットフォームの設置
- ② 「相談窓口」の設置と課題解消に向けた「関係府省庁連絡会議」の開催
- ③ Web3.0に係る国際的な情報発信・コンセンサス形成への関与
- ④ 研究開発・技術開発の担い手の育成

## 今後の方向性

- 常に最新の問題意識を共有しながら、連携して課題に向き合っていくメカニズムを効率的・効果的に運用していくことが求められる。
- 本研究会の議論を踏まえ、デジタル庁に相談窓口を設置するとともに、課題解消に向けた関係府省庁連絡会議を開催することを通じ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備を目指す。
- 「Web3.0研究会DAO」が今後も自律的に継続・発展していくことを前提にすると、当該DAOと関係府省庁が連携を図っていくとともに、日本のステークホルダーがBGIN等のグローバルの課題解決に向けた協働に主体的に参画していくことが望ましい。
- このようなオープンアーキテクチャの下、Web3.0の健全な発展に向けて取り組む主体の裾野を広げ、OODAループの下で多様な人材が自ら考えて行動するとともに、これらが有機的に結合し、より合理的な制度、より良いサービス・ツールが選択されていくことを目指す。<sup>2</sup>

# Web3.0の健全な発展に向けた基本的方向性①

## デジタル 資産

デジタル資産の取引をめぐる利用者保護上の課題については、指摘されているリスクを踏まえた規制の枠組みを検討し、**信頼性確保の取組を検討していく必要**。

市場の成長により生じる利用者トラブルやクリエイターの権利保護の問題は適切に検討しつつも、**市場の成長を阻害しないように留意**。

国際的に見ても規制の枠組みの変化の激しい分野であることから、いたずらに国内の規制のみを先行させるのではなく、**グローバルの動向を踏まえるとともに、将来の環境変化に柔軟に対応できるような対応を検討すべき**。

## 分散型 自律組織 (DAO)

現行の枠組みの下でのユースケースを分析し、**その便益や課題をより具体的に明らかにした上で、制度の在り方を検討すべき**。その際、

- セキュリティを含む技術面の課題については、個々のDAOの中での閉じた検討にとどまるのではなく、ベストプラクティスの共有等、限られた人的資本を効率的に活用していく方策を考えていく必要。
- 構成員の有限責任化などの法制面の課題については、ステークホルダーの利害調整の在り方も含め、技術面の課題とは異なる視点での検討が必要であり、まずは既存の合同会社形態の下での課題の洗い出しと対応の方向性を検討することが望ましい。

以上のような検討を進めていく上では、**多くのユースケースが生まれることが重要**。そのため、**デジタル庁が設置する相談窓口において、DAOの取組を進める自治体等から問題意識の共有を得つつ、関係府省庁との連携の下、社会課題解決や新たな価値創造といったDAOに対する期待の実現に向けた取組が着実に進められるよう、フォローアップを継続していく必要**。

## Web3.0の健全な発展に向けた基本的方向性②

### 分散型 アイデン ティティ (DID)

パブリック・ブロックチェーンの活用と、プライバシーの確保の両立等、実用化に向けて解決すべき課題は数多くあり、今後の研究開発が期待される。DIDが商業的に実用化に至るかどうかに関わらず、プライバシー保護技術の研究開発や応用の進展を注視し、研究開発や国際標準化への貢献を通じて、我が国におけるデジタル化の進展や、身分証明書をはじめとしたサービスの相互運用性や、国境を越えた信頼できるデータ流通への応用を模索する。

### メタバース との接合

今後、産業としてメタバースが発展していくための環境整備の在り方が重要な論点。この点、例えば、グローバル標準の重要性、利用者間の紛争が国境を越える可能性やこれに対する法執行の在り方といった課題は、Web3.0における課題と重なっている部分があり、共通の問題意識が同時並行で現実化する可能性が高いと考えられる。こうした点を踏まえ、関係府省庁においては、Web3.0における他の課題（デジタル資産、DAO、DID、利用者保護と法執行）とメタバースとの関係性を踏まえつつ、連携して情報共有・課題解決を図っていくことが重要。

### 利用者保護 と法執行

Web3.0の健全な発展に向けた利用者保護と信頼構築のためには、国境を越えた犯罪事案に適切に対応できるよう、国内の体制整備とともに国際的な連携強化を継続することが必要。

また、利用者からの相談事例の把握・分析・活用も重要な課題であり、関係府省庁が連携の下、利用者被害の未然防止に向けた情報提供・啓発といった取組を着実に進めていくことが重要。